

「後期高齢者医療制度 医療費のお知らせ」について

お知らせの見方

項目	内容
受診年月	・医療機関等を受診した年月
医療機関等の名称	・受診した医療機関等の名称 ※県外の医療機関等を受診された場合は医療機関等の所在都道府県名のみを記載
診療種類	・「医科外来」「医科入院」「歯科外来」「歯科入院」「調剤」「訪問看護」「柔整鍼灸」「柔整」といった受診した診療種類
日数	・「受診年月」に、医療機関等を受診（入院）した日数 ※電話で治療上の意見を求めた場合等で、医療機関等が診療報酬を請求したものを含む ※薬局の場合は、処方箋を受付した回数 ※補装具を療養費として申請した場合は“0”と表示
費用額	・医療機関等に支払われた医療費の総額 (①) ※保険適用外の費用（薬の容器代、往診時の車代、健康診断料、診断書料、差額ベッド代、歯科保険外診療料など）は含まない
自己負担相当額	・「費用額」のうちご自身が医療機関等の窓口で負担された相当額 (②)
入院時食事療養費・生活療養費	・「回数」…入院時の食事・生活療養の回数 ・「費用額」…入院時の食事・生活療養にかかった費用の総額 (③) ・「標準負担額」…実際にご自身が負担した金額 (④)
医療費の総額	・「費用額」と「入院時食事療養費・生活療養費」の「費用額」の合計 (①+③)
(参考) 確定申告用自己負担額	・「自己負担相当額」と「入院時食事療養費・生活療養費」の「標準負担額」の合計 (②+④)

注意点

- このお知らせは、医療機関等から岐阜県後期高齢者医療広域連合に請求された診療報酬明細書の内容に基づき作成しています。お知らせを作成した時点で、医療機関等からの請求金額が確定していないものについては記載していません。
- 日数や金額などの診療内容についてご不明な点は、受診された医療機関等にお問い合わせください。
- 市町村が実施する医療費助成の受給額、療養費や高額療養費の支給額については記載していません。お住まいの市町村にお問い合わせください。
- 医療費のお知らせは年一回の発行です。令和5年11月、12月診療分については、来年的お知らせに同封する予定です。医療費控除の申告手続きでは、医療機関等が発行する領収書で金額をご確認いただきますようお願いいたします。

医療費のお知らせ よくあるご質問

Q1 このお知らせは何ですか。

A1 皆さんの一年間の医療費をお知らせし、皆さんに健康の大切さをあらためてご確認いただくとともに、後期高齢者医療制度が健全に運営されるようにご理解を深めていただくためのものです。医療費の請求書ではありません。

Q2 受診したのに記載されていない医療費があるのはなぜですか。

A2 医療費のお知らせは、医療機関等からの請求に基づいて作成しております。医療機関等からの請求が遅れると、受診しても医療費のお知らせに記載されていない場合があります。

Q3 実際に支払った金額と違うのはなぜですか。

A3 医療費のお知らせの「自己負担相当額」は1円単位で表示されますが、医療機関等の窓口では10円未満を四捨五入した金額でお支払いいただいております。また、高額療養費の支給がある場合等は、医療費のお知らせには反映されないため、実際にご自身が負担された額と異なることがあります。

Q4 11月と12月に受診した医療費が記載されていないのはなぜですか。

A4 医療費のお知らせに必要なデータが広域連合に届くまで約3か月かかります。そのため、今回お送りする医療費のお知らせは、10月受診分までとなります。11月と12月受診分に関しては、来年の医療費のお知らせに記載する予定です。

Q5 確定申告に使用できますか。

A5 確定申告に使用できます。下段太枠右側の「(参考) 確定申告用自己負担額」の金額を参考にしてください。ただし、保険適用外等の金額及び11月と12月分は含まれておりません。11月と12月分については、医療機関等が発行する領収書をご確認ください。なお、医療費控除及び確定申告に関することは、お住まいの市町村管轄の税務署にお問い合わせください。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）を活用しましょう

「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」とは、先発医薬品（新薬）の特許期間が過ぎた後に、先発医薬品と同じ有効成分で製造販売された薬のことです。先発医薬品と同様に医療機関等で処方される薬で、薬局の店頭で販売されている市販薬とは区別されます。

- 1.後発医薬品は、開発費用が抑えられているため一般的に先発医薬品に比べて低価格になっています。そのため、継続的に先発医薬品を服用している方や、複数の先発医薬品を服用している方は、薬代を減らす効果が特に期待できます。
- 2.後発医薬品は、先発医薬品と有効成分は同一ですが、添加剤などが違うことがあります。他の薬との飲み合わせが変わってくる場合があります。
- 3.後発医薬品は様々な病気や症状に対応していますが、すべての薬に後発医薬品があるわけではありません。
- 4.後発医薬品に切り替えて薬自体の価格が安くなっても、技術料や管理料等を含めると、実際の支払額はそれまでと変わらないか、高くなる場合もあります。
- 5.後発医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師に相談してください。また、後発医薬品の特徴や変更したときの注意点について説明を受けましょう。

医療機関等での適正な受診のために

- ◎緊急性の高い重症患者さんの治療に支障をきたさないよう、休日や夜間を避け、平日の時間内の受診を心がけましょう。
- ◎同じ病気で複数の病院や診療所を受診することは、控えましょう。
- ◎薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- ◎日頃からあなたの体質や病歴、健康状態を把握しており、診療だけでなく、健康管理のアドバイスをしてくれる“かかりつけ医”や“かかりつけ薬局”を持ちましょう。
- ◎交通事故等でけがをした場合、保険証を使って診療を受けることができますが、市町村担当窓口へ届出が必要です。
- ◎接骨院等（柔道整復）、はり、きゅう、マッサージは適正な施術を受けましょう。単なる肩こり・腰痛や疲労回復を目的としたマッサージなどは、保険の対象となりませんのでご注意ください。
- ◎受診するときは、被保険者証（保険証）や保険証利用登録をしたマイナンバーカードを必ず病院や診療所などの窓口で提示してください。ただし、マイナンバーカードを保険証として利用できない病院や診療所があります。

マイナンバー制度に関する問い合わせ：マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

健康診査を受診しましょう

日頃から自分の健康管理や生活習慣に気を配ることで、いつまでも健康で元気な生活を送ることができます。病気の早期発見・早期治療は、健康管理の基本です。まずは自分の健康状態を知るために、健康診査を受診しましょう。

ぎふ・すこやか健康診査

生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防を目的として、ぎふ・すこやか健康診査を実施しています。健康で元気な毎日を送れるように、毎年1回受診しましょう。

診査項目…問診、身体計測、血圧、脂質、肝機能、糖代謝、腎機能、貧血、栄養

※該当する方はさらに心電図検査を受けることができます

<自己負担額> ※令和5年度受診の場合

個別健診	500円	集団健診	420円
------	------	------	------

ぎふ・さわやか口腔健康診査

歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等のチェックを行い、口腔機能低下や肺炎等の疾病の予防を目的として、ぎふ・さわやか口腔健康診査を実施しています。生涯おいしく食事ができるように、毎年1回受診しましょう。

診査項目…問診、歯・咬合の状態、咀嚼能力評価、舌・口唇機能評価、嚥（えん）下機能評価、口腔乾燥、粘膜異常、口腔衛生状況、歯周組織の状況

<自己負担額> ※令和5年度受診の場合

実測評価なし	200円	実測評価あり	300円
--------	------	--------	------

実測評価…噛む力や唇の動きの実測を伴う口腔機能評価

ぎふ・すこやか健康診査、ぎふ・さわやか口腔健康診査は、お近くの医療機関等で受診していただけるよう、広域連合が市町村に委託して実施しています。実施方法、会場、日時などは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

治療中の方も健康診査を受診していただくことができますので、主治医にご相談ください。